

正井章箘教授・略歴

I 学歴・職歴

1944年11月22日	兵庫県加古川市尾上町に生まれる。
1963年 3月	兵庫県立高砂高等学校 卒業
1964年 4月	神戸大学法学部入学
1968年 3月	神戸大学法学部 卒業（法学士）
1968年 4月	神戸大学大学院法学研究科（私法専攻）入学
1973年 3月	神戸大学大学院法学研究科（私法専攻）修了（法学修士）
1973年 4月	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程（私法専攻）進学
1976年 3月	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程（私法専攻）単位取得
1977年 2月	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程（私法専攻）退学
1977年 2月	熊本大学法文学部 専任講師（1981年12月まで）
1981年 1月	熊本大学法学部助教授（1987年 3月まで）
1987年 4月	姫路獨協大学法学部教授（1997年 3月まで）
1993年 5月	博士（法学）（神戸大学）
1997年 4月	大阪学院大学法学部教授（2001年 3月まで）
2001年 4月	早稲田大学法学部教授（2014年 3月まで）
2003年 4月	デュッセルドルフ大学法学部、放送大学（ハーゲン）、ハンス・ベックラー財団客員研究員（2004年 3月まで）
2014年 4月	早稲田大学法文学部（法務研究科）教授 非常勤講師（税務大学校・熊本研修所、熊本学園大学、駒沢大学、国際基督教大学など）

II 学会等における活動

1977年10月	日本私法学会 会員（現在に至る）
1981年10月	日本経済法学会 会員（現在に至る）
1982年10月	日本私法学会 運営懇談会委員（1984年10月まで）
1983年10月	日本海法学会会員（現在に至る）
1988年 5月	比較法学会会員（現在に至る）
1988年11月	日本 EC（EU）学会会員（現在に至る）
2000年11月	日本 EU 学会理事（現在に至る）
2001年11月	公認会計士試験 第二次試験委員（2003年11月まで）
2012年10月	日本私法学会 理事（2014年10月まで）

正井章箒教授・主要業績目録

I 著書

(1) 単著

- 『西ドイツ企業法の基本問題』(成文堂、1989年)
 『共同決定法と会社法の交錯』(成文堂、1990年)
 『EC 国際企業法』(中央経済社、1994年)
 『ドイツのコーポレート・ガバナンス』(成文堂、2003年)

(2) 共著

- 高田源清=蓮井良憲(編)『日本企業立法史』(法律文化社、1978年)
 榎原猛=土居靖美(編)『法学基礎教室』(法律文化社、1990年)
 大隅健一郎=今井宏(編)『商法概説(1)(第五版)』(有斐閣、1995年)
 藤田勝利=森淳二郎(編)『商法総則・商行為法(エッセンシャル商法2)』(有斐閣、1996年)
 奥島孝康(編)『争点ノート商法I(総則・会社法)(改訂第3版)』(法学書院、1998年) 正井章箒(編著)『企業法総論』(中央経済社、2004年) 新山雄三(編著)『会社法講義』(日本評論社、2014年)

II 論文

(1) 単著

- 『『企業自体』の理論について(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・完)』六甲台論集22巻4号80-88頁、23巻1号1-12頁、23巻2号38-52頁(1976年)
 「西ドイツにおける『企業法』の議論について」民商法雑誌75巻4号642-685頁(1977年)
 「共同決定法と労働者代表監査役員の守秘義務」河本一郎(編著)『経営参加と企業公開の法理』149-170頁(中央経済社、1979年)
 「企業機関の構成員の行動基準としての『企業の利益』概念について」熊本法学28号102-147頁(1979年)
 「西ドイツにおける銀行制度の基本問題(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・完)——いわゆる銀行構造委員会の見解と提案——」インベストメント33巻5号16-29頁、同6号13-25頁、34巻1号23-39頁(1980年、1981年)
 「コンツェルンにおける共同決定——一九七六年共同決定法による規制(1、2・完)」熊本法学29号37-58頁(1980年)、33号95-166頁(1982年)
 「『企業法』に関するバラシユレットの見解」熊本法学31号269-286頁(1981年)

- 『企業法』に対するフルーメの批判」熊本法学34号209-239頁（1982年）
- 「企業の区分に関する西ドイツの議論」熊本法学35巻55-117頁（1983年）
- 「一九七六年共同決定法に関する連邦通常裁判所の判決——定款および業務規定による規制の適法性」熊本法学37号109-136頁（1983年）
- 『企業の利益』概念に対するグロスマンの批判」熊本法学39号75-96頁（1984年）
- 「ECにおける会社法の調整（上）（下）——いわゆる構造指令案について——」月刊監査役189号10-20頁、191号37-43頁（1984年）
- 「株主の権利行使に関する利益供与の禁止」今井宏＝田辺康平（編集代表）『改正会社法の研究（蓮井良憲先生還暦記念）』581-599頁（法律文化社、1984年）
- 『企業の利益』に関する企業法委員会の議論」河本一郎ほか（編）『商事法の解釈と展望（上柳克郎先生還暦記念）』160-174頁（有斐閣、1984年）
- 『企業法』に関するクンツェの見解」熊本法学43号69-95頁（1985年）
- 「一九七六年共同決定法の特徴」熊本法学44号35-65頁（1985年）
- 「共同決定法と会社法との関係についてのライザーの見解」熊本法学45号53-66頁（1985年）
- 「ヴァルター・ラーテナウ——その生涯と思想」熊本法学47号1-23頁（1986年）
- 「閉鎖的企業と労働者の共同決定——西ドイツ企業法委員会における議論」熊本法学49号119-164頁（1986年）
- 「ヨーロッパ経済利益団体——EC法による超国家的企業形態」姫路法学1号51-144頁（1988年）
- 「西ドイツ企業法に関する労働組合の提案——紹介と批評」姫路法学3号319-375頁（1989年）
- 「ECにおける労働者の経営参加——ドイツ共同決定との関係」姫路法学6号49-101頁（1990年）
- 「ヨーロッパ株式会社における労働者参加——1989年指令案と経済・社会評議会の意見——」姫路法学8号1-53頁（1991年）
- 「ヨーロッパ株式会社法について——1989年規則案と経済・社会評議会の意見——」姫路法学9号1-95頁（1991年）
- 「社外取締役制度の導入」法学セミナー442号38-39頁（1991年）
- 「ヨーロッパ事業所委員会に関する指令案について——1990年のEC委員会提案——」姫路法学10号29-66頁（1992年）
- 「日米構造問題協議と今後の企業法制」『転換期における企業戦略』31-54頁（姫路獨協大学公開講座運営委員会、1992年）
- 「ドイツ法における監査役会と決算監査人との連携」石山卓磨＝上村達男（編）『公開会社と閉鎖会社の法理（酒巻俊雄先生還暦記念）』605-630頁（商事法務研究会、1992年）
- 「アメリカにおける事業譲渡の理論について——証券諸法の適用範囲に関する議論——」龍田節＝森本滋（編）『商法・経済法の諸問題（川又良也先生還暦記念）』223-247頁

(有斐閣、1994年)

「ECにおける国際的合併に関する規制——会社法第10指令案——」岸田雅雄＝森田章＝森本滋(編)『現代企業と有価証券の法理(河本一郎先生古稀祝賀)』135-152頁(有斐閣、1994年)

「EC会社法における監査制度」森淳二郎(編者代表)『企業監査とリスク管理の法構造(蓮井良憲先生＝今井宏先生古稀記念)』345-369頁(法律文化社、1994年)

「EC会社法の調整——現状の概観」姫路法学14・15号101-152頁(1994年)

「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス」ジュリスト1050号69-75頁(1994年)

「超国家的企業における労働者の情報入手権・協議権——1994年EU理事会指令について」姫路法学16・17号39-109頁(1995年)

「株主の帳簿閲覧請求権の行使をめぐる問題点」判例タイムズ917号163-174頁(1996年)

「EUにおける従業員の情報入手権および協議権」日本EC学会年報16号1-18頁(1996年)

「ナチス商法学の日本への影響」倉沢康一郎＝奥島孝康(編)『昭和商法学史(岩崎稜先生追悼論文集)』159-186頁(日本評論社、1996年)

「ドイツの監査役会制度の改革について——最近の動向——」姫路法学22号1-71頁(1997年)

「監査役制度の改革——自民党試案骨子について——」法律時報70巻4号27-35頁(1998年)

「商法とは何か」ジュリスト1155号62-68頁(1999年)

「取締役の競業避止義務」沢野直紀＝森淳二郎＝高田桂一(編)『企業ビジネスと法的責任』44-54頁(法律文化社、1999年)

「共益権の濫用」家近正直(編)『現代裁判法大系(17)(会社法)』62-76頁(新日本法規、1999年)

「上場会社と非上場会社の区分——ドイツの状況——」大阪学院大学法学研究26巻1号53-72頁(1999年)

「自民党の『商法等の改正案要綱』について」法学セミナー44巻9号36-39頁(1999年)

「監査役会による企業のコントロール——ドイツの法規制——」奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会(編)『比較会社法研究(奥島孝康教授還暦記念)』397-416頁(成文堂、1999年)

「ドイツにおける『コーポレート・ガバナンス原則]——「コーポレート・ガバナンス原則委員会」の提案について——」大阪学院大学法学研究26巻2号257-295頁(2000年)

「株式の相互保有について」大阪学院大学通信30巻1号27-55頁(2000年)

「ドイツの取締役員および監査役員の民事責任——株式法を中心として——」姫路法学31・32号29-95頁(2001年)

「ヨーロッパ株式会社法における労働者参加規制の新展開」泉田栄一＝森田勝利＝関英昭(編)『現代企業法の新展開(小島康裕教授退官記念)』461-495頁(信山社、2001年)

「ヨーロッパにおけるコーポレート・ガバナンス」早稲田法学78巻1号1-33頁(2002年)

「資本市場を指向するコーポレート・ガバナンス原則」酒巻俊雄=志村治美(編)『現代企業法の理論と課題(中村一彦先生古稀記念)』31-61頁(信山社、2002年)

「ドイツの『透明化法・開示法』について」石山卓磨=上村達男(編著)『21世紀の企業法制(酒巻俊雄先生古稀記念)』711-744頁(商事法務研究会、2003年)

「取締役の会社に対する責任——法令違反による責任の要件を中心として」早稲田法学79巻4号1-25頁(2004年)

「ドイツの共同決定制度に関する最近の動向——その実態と批判について」国際商事法務33巻1号36-46頁(2005年)

「EUのコーポレート・ガバナンス——最近の動向」早稲田法学81巻4号131-197頁(2006年)

「法務省令(会社法施行規則)の問題点と評価」森淳二郎=上村達男(編)『会社法における主要論点の評価』45-86頁(中央経済社、2006年)

「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス——コーポレート・ガバナンス規準と日本の会社法——」奥島孝康(監修・著)『企業の統治と社会的責任』391-441頁(金融財政事情研究会、2007年)

「企業買収における経営者への功労金の支払い——マンネスマン訴訟に見るドイツのコーポレート・ガバナンスと刑事司法制度——」早稲田法学82巻3号59-129頁(2007年)

「フォルクスワーゲン法をめぐる諸問題——ヨーロッパ裁判所の判決とその影響——」早稲田法学84巻1号1-79頁(2008年)

「ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準の2007年改定について」比較法学42巻1号233-263頁(2008年)

「EUにおける株主の権利指令について——ドイツと日本の制度との比較において——」早稲田法学84巻4号19-65頁(2009年)

「EUにおける資本移動の自由とその制限——その法的枠組み——」福田耕治(編)『EUとグローバル・ガバナンス』35-64頁(早稲田大学出版部、2009年)

「EUにおけるコーポレート・ガバナンスをめぐる議論——ヨーロッパ・コーポレート・ガバナンス・フォーラムの声明を中心として——」比較法学43巻1号1-46頁(2009年)

「著しく不公正な合併等における株主の救済方法」浜田道代=岩原紳作(編)ジュリスト増刊『会社法の争点』202-203頁(有斐閣、2009年)

「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス強化への取組み——『取締役報酬の適切性に関する法律』を中心として——(上)(下)」月刊監査役564号59-70頁(2009年)、565号82-94頁(2010年)

「会社の支配・従属関係の形成と法規制」早稲田大学大学院法学研究科・組織的な大学院教育改革推進プログラム(編)『法学研究の基礎(所有)』253-274頁(早稲田大学大

学院法学研究科、2010年)

「ドイツの株主総会制度の改革と『略奪的株主』に対する規制」早稲田法学85巻3号1099-1135頁(2010年)

「ドイツにおける労働者の経営参加制度——その運用と評価——(上)(下)」ビジネス法務10巻8号94-101頁、10巻9号108-113頁(2010年)

「ドイツの社会保障制度——改革と現実」早稲田法学86巻4号49-97頁(2011年)

「ヨーロッパ事業所委員会(EWC)指令の2009年改正について」奥島孝康先生古稀記念論文集編集委員会(編)『現代企業法学の理論と動態(上篇)(奥島孝康先生古稀記念論文集)』627-659頁(成文堂、2011年)

「EUにおける資本移動の自由——EU裁判所の判決とフォルクスワーゲン法の改正——」福田耕治(編)『多元化するEUガバナンス』63-96頁(早稲田大学出版部、2011年)

「国家ファンドに対する法的規制のあり方——ドイツにおける規制と問題点——」尾崎安央=川島いづみ(編)『比較企業法の現在(石山卓磨先生・上村達男先生選暦記念論文集)』439-470頁(成文堂、2011年)

「2005年会社法のコーポレート・ガバナンス——基本的論点の検討」永井和之=中島弘雅=南保勝美(編)『会社法学の省察』54-95頁(中央経済社、2012年)

「EU 会社法の将来像に関する議論——2012年の公開協議と欧州労連(ETUC)の見解」早稲田法学88巻4号31-79頁(2013年)

「会社法とコーポレート・ガバナンスに関するEUの行動計画——解説と評価——(上)(下)」国際商事法務41巻6号821-832頁、41巻7号991-1006頁(2013年)

「改正フォルクスワーゲン法に関するEU裁判所の判決」国際商事法務42巻4号535-544頁(2014年)

(2) 共 著

河本一郎=正井章箒「西ドイツにおける株主構成(その2)」インベストメント30巻4号11-16頁(1977年)

黒沼悦郎=近藤光男=志谷匡史=正井章箒=行澤一人「コーポレート・ガバナンスに関する商法等改正試案骨子の検討」商事法務1477号11-21頁(1997年)

牛丸與志夫=黒沼悦郎=近藤光男=田村詩子=正井章箒=行澤一人「資本準備金による自己株式の取得と消却(上)(中)(下)」商事法務1498号4-11頁、1499号27-31頁、1500号67-72頁(1998年)

正井章箒=菊田秀雄「ドイツにおける金融サービスに対する監督の統合——ドイツ連邦金融監督庁の発足と権限の拡大」国際商事法務31巻8号1086-1093頁(2003年)

Ⅲ 判例評釈

「株式の払込義務と合意相殺」矢沢惇=鴻常夫(編)『会社判例百選(第3版)』61事件

(有斐閣、1979年)

「破産者と取締役の被選資格」蓮井良憲(編)『判例演習 会社法』54-55頁(九州大学出版会、1980年)

「取締役会の定足数」蓮井良憲(編)『判例演習 会社法』56-57頁(九州大学出版会、1980年)

「招集手続の瑕疵と取締役会決議の効力」蓮井良憲(編)『判例演習 会社法』58-59頁(九州大学出版会、1980年)

「手形保証と権利濫用の抗弁」蓮井良憲=田辺康平(編)『判例演習 手形法・小切手法』144-145頁(九州大学出版会、1981年)

「手形の呈示を伴わない催告と時効の中断」蓮井良憲=田辺康平(編)『判例演習 手形法・小切手法』146-147頁(九州大学出版会、1981年)

「株式の払込義務と合意相殺」鴻常夫=竹内昭夫(編)『会社判例百選(第4版)』62事件(有斐閣、1983年)

「内部情報受領者の責任——Dirks v. SEC, 463 U.S. 646 (1983)」商事法務1149号42-45頁(1988年)近藤光男=志谷匡史(編著)『新・アメリカ商事判例研究』(商事法務、2007年)87-93頁所収)

「合併契約の侵害と会社の責任——ConAGRA, INC., v. CARGILL and MBPXL, 382 N.W. 2d 576 (Neb. 1986)」商事法務1200号39-41頁(1989年)

「遡求権消滅後の手形買戻請求権の行使」鴻常夫ほか(編)『手形小切手判例百選(第4版)』(有斐閣、1990年)

「非公開会社株式の譲渡と連邦証券諸法の適用の有無——Gould v. Rufenacht, 105 S. Ct. 2308 (1985)」商事法務1296号46-48頁(1992年)

「株主提案権」鴻常夫ほか(編)『会社判例百選(第5版)』32事件(有斐閣、1992年)

「会社防衛策に対する仮差止命令の申立が却下された事例——GAF Corp. v. Union Carbide Corp., 624 F. Supp. 1016 (S.D.N.Y. 1985)」商事法務1406号40-42頁(1995年)

「合併契約における解約金規定の有効性——Brazenv. Bell Atlantic Corp., Del. Supr., 695 A. 2d. 43 (1997)」商事法務1521号32-35頁(1999年)

「会計帳簿閲覧請求と理由の記載」酒巻俊雄(監修)中央信託銀行証券代行部(編)判例タイムズ948号201-203頁(1997年)

「遡求権消滅後の手形買戻請求権の行使」鴻常夫ほか(編)『手形小切手判例百選(第5版)』93事件(有斐閣、1997年)

「株主提案権」江頭 憲治郎ほか(編)『会社判例百選(第6版)』28事件(有斐閣、1998年)

「取締役会の決議において棄権した議長の責任」酒巻俊雄(監修)中央信託銀行証券代行部(編)判例タイムズ975号127-130頁(1998年)

「合名会社社員の責任の範囲」河本一郎=奥島孝康(編著)『新判例マニュアル商法II(会社法)』286-287頁(三省堂、1999年)

- 「差押債権者による強制退社権」河本一郎＝奥島孝康（編著）『新判例マニュアル商法Ⅱ（会社法）』288-289頁（三省堂、1999年）
- 「利益を侵害されている少数派社員による会社解散請求」河本一郎＝奥島孝康（編著）『新判例マニュアル商法Ⅱ（会社法）』290-291頁（三省堂、1999年）
- 「有限責任社員の業務執行権」河本一郎＝奥島孝康（編著）『新判例マニュアル商法Ⅱ（会社法）』292-293頁（三省堂、1999年）
- 「同時退社と『総社員の同意』」河本一郎＝奥島孝康（編著）『新判例マニュアル商法Ⅱ（会社法）』294-295頁（三省堂、1999年）
- 「合資会社社員の出資義務と持分払戻請求権」河本一郎＝奥島孝康（編著）『新判例マニュアル商法Ⅱ（会社法）』296-297頁（三省堂、1999年）
- 「支払人として記載された者以外の者のなした為替手形の引受け」落合誠一＝神田秀樹（編）『手形小切手判例百選（第6版）』101事件（有斐閣、2004年）
- 「株主提案の取扱い」江頭憲治郎ほか（編）『会社法判例百選』40事件（有斐閣、2006年）
- 「株主からの会計帳簿等の閲覧請求が一部認められた事例」金融・商事判例1269号16-22頁（2007年）
- 「株主名簿閲覧・謄写の仮処分命令の申立てが却下された事例」金融・商事判例1294号2-9頁（2008年）
- 「子会社取締役の責任追及に関する親会社取締役の会社に対する責任」酒巻俊雄＝尾崎安央（編著）『会社法重要判例解説（第3版補正版）』246-247頁（成文堂、2008年）
- 「関連会社に対する債権放棄と取締役の会社に対する責任」酒巻俊雄＝尾崎安央（編著）『会社法重要判例解説（第3版補正版）』248-249頁（成文堂、2008年）

IV 翻訳

- B・A・ヘッブル「ECにおける労働法の調整——イギリスの様相」姫路法学11号125-151頁（1992年）
- ローラント・ケストラ「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスと共同決定」月刊監査役496号52-64頁（2005年）
- ジェラルド・シュピンドラー「ヨーロッパとドイツの資本市場法の発展（上）（下）」国際商事法務33巻8号1045-1057頁、同9号1234-1239頁（2005年）
- 「EUにおける国境を越えた合併——会社法第10指令」早稲田法学81巻4号451-466頁（2006年）
- 「ヨーロッパ会社（SE）法を補充する労働者参加指令」比較法学41巻1号189-207頁（2007年）
- 「EUにおける株主の権利指令」早稲田法学84巻4号179-198頁（2009年）
- リュウディガー・ファイル「企業の組織再編における株主、債権者および労働者の保護——ドイツの法規制」商事法務1950号34-47頁（2011年）

トーマス・ホーラント「投資規制措置に対する法的保護——ドイツの対外経済法による規制」国際商事法務40巻10号1488-1500頁(2012年)

ヴァルター・バイエル＝イエシカ・シュミット「EU企業法に関する立法と判決——最近の動向(上)(中)(下)」国際商事法務40巻12号1799-1815頁(2012年)、41巻1号44-55頁(2013年)、41巻2号204-212頁(2013年)

マティアス・ハーバーザック「ドイツ企業法に関する連邦憲法裁判所の判決」商事法務2019号37-50頁(2013年)

V 文献解題・紹介・書評・辞典・意見など

(1) 文献解題

会社法改正に関する文献解題「企業結合」(上)(蓮井良憲＝正井章笹＝早川勝)法政研究45巻1号119-148頁(1978年)

(2) 紹介

商法読書会「共同決定に関する法と実務」(河本一郎＝正井章笹＝木村秀一＝市川兼三＝増田政章＝鈴木芳明＝田辺光政)神戸法学雑誌27巻3号361-399頁(1977年)

(3) 書評

新山雄三(著)『会社法の仕組みと働き(第4版)』法学セミナー52巻1号115頁(2007年)

(4) 辞典

河本一郎＝中野貞一郎(編集代表)『法律用語小辞典(新版)』(有斐閣、1993年)

河本一郎＝今井宏＝森田章(編著)『会社法辞典』(中央経済社、1994年)

國井和郎＝三井誠(編集代表)『ベーシック法学用語辞典』(有斐閣、2001年)

(5) 意見

「商法改正中間試案に対する早稲田大学教授の意見」(構成員の一人として。以下同じ)早稲田法学77巻2号301-321頁(2002年)

『商法施行規則の一部を改正する法務省令案』に対する早稲田大学教授の意見」早稲田法学78巻4号237-242頁(2003年)

「会社法施行規則案等法務省令案に対する早稲田大学教授等意見」早稲田法学82巻2号201-223頁(2007年)

『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する早稲田大学教授意見」早稲田法学87巻4号339-351頁(2012年)

(6) 条文解説

大隅健一郎＝戸田修三＝河本一郎（編）『判例コンメンタール11上：商法 I 上 会社

(1) 増補版』(三省堂、1983年) (昭和56年改正条文の解説を担当)

大隅 健一郎＝戸田修三＝河本一郎（編）『判例コンメンタール11下：商法 I 下 会社

(2) 増補版』(三省堂、1983年) (昭和56年改正条文の解説を担当)

VI 学会報告・講演など

「西ドイツにおける監査役員の守秘義務」(日本私法学会、1978年10月) 私法41号66-69頁 (1979年)

「取締役の違法行為に対する株主の差止請求権」(シンポジウム 株主の経営監督機能) 判例タイムズ872号28-32頁 (1995年)

「EUにおける従業員の情報入手権および協議権」(日本 EC (EU) 学会、1995年11月)

「Praxis und rechtlicher Rahmen der Hauptversammlung in Japan」Deutsch-Japanische Juristenvereinigung e.V., Stuttgart am 23. März 2004

「EUのコーポレート・ガバナンス」(日本 EU 学会、2005年11月)

「EUにおける資本移動の自由について」(日・EU フレンドシップウィーク・シンポジウム「EUとグローバル・ガバナンス」早稲田大学現代政治経済研究所・EU 研究所 2008年5月16日)

「ドイツのコーポレート・ガバナンスと労働者の共同決定制度」(日本監査役協会(関西支部)、2010年4月) (参照、http://www.kansa.or.jp/support/el009_110729.pdf)

「Is Japan governed by the rule of law? — The process of enactment and substance of the Companies Act 2005 —」Workshop at the University Bonn, Waseda University Day, 7. December 2011.

VII 博士論文

「共同決定法と会社法の交錯」(成文堂、1990年(上掲)・神戸大学 博士(法学)1993年) (参照、<http://www.law.kobe-u.ac.jp/hakushi/masai.pdf>)